

～生活保護に関するお困りの方へ～
日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを

明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

1 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。

- ・申請書がもらえない。
- ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「家族に援助してもらいなさい」
「生活保護ではなく、別の制度（生活困窮者自立支援制度）を利用しなさい」
「65歳までは働くので、頑張って仕事を見つけなさい」
「自動車を処分しなさい」
「所持金がなくなつてから来なさい」
「ホームレスなので、生活保護は受けられない」
「借金があると生活保護は受けられない」
「家賃が高すぎるから生活保護は受けられない」
「保護費を返してください」
「辞退届を書いてください」
「住宅扶助の基準が変わったので、安いところに転居しなさい」
「資産申告書を提出しないと保護を停止・廃止します」

2 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施する函館弁護士会では、電話代もかかりません。



ひんこんは なくす
0120-158-794

2017年12月11日(月)

10:00～16:00

※各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は実施案内をご参照の上、各弁護士会にお問い合わせください（実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。）。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。